付番	ご意見	市の考え方
	国の子ども・子育て支援新制度では、市町村には2015年度から5年間ご	子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施する
	との子育て支援策についての数値目標をつくり、その目標に向けて取り	特定教育・保育施設及び地域型保育事業並びに地域子
	組む事が義務づけられています。国からの交付金は市町村がつくる事業	ども・子育て支援事業の給付費等に対して国及び都道
	計画に基づいて支出されるので、その内容によって交付金の額が大きく	府県が一定の基準に基づき負担することとされていま
	異なってきます。事業計画の内容が清瀬の今後に大きく左右します。国	す。
	の省令基準が示され、清瀬市においても同基準を踏まえた「基準条例」	地域全体で子どもと家庭を支える環境づくり、安心
	が策定されましたが、国が示す最低基準を上回る内容にはなっていませ	して子育てができる環境づくりに視点を置いた子ど
	ん。清瀬市の子どもたちのために、より保育園・学童保育が拡充するよ	も・子育て支援の事業計画にしたいと考えています。
	うな事業計画を立てることを求めます。	
	清瀬市子ども子育て会議に、現役の保育園・学童保育を利用している	清瀬市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援
	保護者をメンバーに入れてください。	に関して学識経験のある者、子ども・子育て支援に関
		する事業に従事する者、一般公募による市民及び市長
2		が必要と認める者から組織されています。保育園や学
		童クラブを利用されている保護者につきましては、次
		期改選時に一般公募の市民として応募していただきた
		いと思います。
	子ども・子育て会議の内容が適宜、市民に分かるよう定期的に議事録	審議内容等については、市のホームページでお知ら
3	や配布資料の更新と周知をしてください。	せしています。速やかな公開も含めて、分かりやすい
		内容のものになるよう、今後も工夫していきます。
	子ども・子育て支援事業計画は、保育園・学童に通う子どもたちの声	子ども・子育て支援事業計画は、子どもと子育て家
	を計画に取り入れ、子どもを真ん中にした「子ども子育て支援事業計	庭のための計画です。このことを十分に認識し、事業
	画」にしてください。	計画の策定及び実施に努めます。
5	保育園・学童クラブを整備・拡充するため国や都に対して補助金等の	国や都に要望していきます。
	大幅な拡充について要望を行い、予算を確保してください。	正代90年度の実典計画等学味に、これで見細木と学
C	保育園の利用者にもアンケートを実施するなど、正確な現状ニーズを把握しての数字なり、スク数字なり、スク数字なり、スク数字なり、スク数字なり、スク数な	平成32年度の次期計画策定時に、ニーズ量調査を実施を表する。
О	把握し、その数字を「子ども子育て支援事業計画」に反映してくださ	施予定であり、内容については、子ども・子育て会議
	い。 - 伊玄上の知识功美の伊玄国の散歴、歴末のための圣質な「八)に徳伊」	にて検討します。 ■ 国及び都の補助制度を活用するなかで適切な予算化
7	保育士の処遇改善や保育園の整備・拡充のための予算を十分に確保して下さい。	国及い部の補助制度を活用するながで適切な丁昇化 を図ります。
	- CTCV。 - 待機児童を出さないよう、保育園の増設を市の責任において計画的に	3歳から幼稚園を希望される世帯もあることから、
	行って下さい。小規模保育だけでなく、0歳児から6年間通園が可能な認	現在は0歳児から5歳児対応の認可保育所の開設予定は
8	可保育所を増設してください。	ありません。今後については、ニーズや状況等を注視
	7 休月/月を相談してください。	してまいります。
	清瀬市の「公立保育園」をすべて廃園にしないでください。	保育の実施義務は市が担うことになっており、義務
	IDMATION A MAP MAI と) 「C/MMIC O'A C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	を果たすうえで、「民間でできることは民間にお願い
		する」という方針に基づき、民間保育所による保育提
9		供をしています。なお、保育施設は小さなお子様の命
		を預かる社会福祉施設であるため、民営保育所の運営
		を株式会社ではなく、非営利的な法人に委託をしてい
		ます。
		6/0

付番	ご意見	市の考え方
10	公立保育園の開園時間を私立保育園と同様に、20時までに延長してください。	待機児童の解消を最優先とし、保護者の就労等の状況を見ながら検討していきます。
	等」について、いずれも保育・設備及び運営に関する基準は、国の基準を上回った運営とするようにしてください。	現在、基準の規制緩和は行っていませんが、基準を変更するときは慎重に対応してまいりたいと考えています。また、基準は最低基準であることから、基準を上回るよう事業者に指導をしていきます。
	日祝日・年末年始の休日保育を市内の認可保育園で実施してください。 保育環境が普段と同じ園で実施される事で、ストレスなく子どもたちが 過ごす事や保育の継続性につながります。	待機児童の解消を最優先とし、実施については難しいと考えています。
13	病児・病後児保育は、保護者が就労を継続する上でニーズも多く重要な役割を果たしています。引き続き事業の拡充とともに十分な財政支援を行ってください。病児保育室「チルチルミチル」は、開所時と比較して縮小傾向です。以下の改善をしてください。 (1) 初回受診を前日に行えるようにしてください。当日の朝に受診では出勤時間と重なってしまいます。 (2) 2日目の利用を朝8時30分から利用できるようにしてください。 (3) 保育室の予約が朝8時から18時です。以前の7時45分から19時に電話対応できるようにしてください。 (4) 延長保育時間を19時までにしてください。 (5) 保育室が狭いこと、隔離環境を確保するため、武蔵野総合クリニックの院内に戻してください。 最大6名の保育人数となっていますが、隔離すると2人までの受け入れとなり更に狭くなります。また4部屋から1部屋へ縮小し、それに伴いスタッフも減っています。子どもたちの安全を守る職員1人1人に現状大きな負担がかかっています。病児保育の実施主体は市町村ですので改善してください。	
14	とみまつ小児科内病児保育室「マザー」も市の助成対象とし、利用額 をチルチルミチルと同様にしてください。	病児保育室の補助事業として、清瀬駅北側に1か所 実施している状況のなか、清瀬駅南側や秋津駅周辺な ど設置する地域等も含めて検討していきます。
15	2015年3月、「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)が 策定された事で、学童保育の一定水準が確保され、学童保育の支援内容 や指導員の役割が明確に示されました。この「運営指針」は、都道府県 が実施する指導員の「認定資格研修」の内容とされるもので、学童保育 の指導員として最低限、身につけるべきものと位置づけられています。 厚生労働省は、すべての学童保育に「運営指針」に基づいた実施を求め ています。 2015年実施の「清瀬市学童クラブ利用者アンケート」の集計結果を 「子ども子育て支援事業計画」にニーズとして反映してください。	アンケートの結果も踏まえたなか、平成30年4月より高学年受け入れを開始します。育成時間延長は課題であると認識しており、児童の育成環境や学童クラブ指導員の労働条件を整備するなかで、検討していきます。

付番

ご音見

学童を利用する子ども達は、全国学童保育連絡協議会の調査による と、114万7855人、三多摩学童保育連絡協議会の調査によると三多摩地域 は3万8862人、清瀬市では663人の子ども達が利用し、年々増加していま す。(数字は2017年5月時点)清瀬市では高学年の受け入れ体制を整える していることから、パブリックコメントで示した計画 必要があること、また待機児童がいることから、学童保育の整備は質・ 量ともにまだまだ不十分です。

数の「支援の単位」ができ、清瀬市でも第1・第2など「支援の単位」で 分けられている学童があります。現状、定員の1割を弾力的に受け入れす ることを容認することや、あいまいな分割では、適正規模とは言えず、 16 子どもたちが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりを もって共に生活したり、指導員が個々の子どもと信頼関係を築くことが 難しくなり、学童保育の役割を果たすことができなくなってしまいま

- (1) 低学年は充足という数字で、その過不足分を高学年の確保方策、提り況により施設拡張は難しい状況ですが、衛生面と安全 供量に充てているが、現状も待機児童が発生しているので学童クラブの 増設が必要。
- (2) 学童保育を必要とする家庭がすべて入所できるようにしてくださ い。高学年の受け入れを考慮すると、確保方策ではH30年で196人、H31年 で227人分の受け入れ人数の不足が考えられます。
- (3) 一人あたりの面積基準「1.65m²以上」は省令最低規準であり、子ど (5) もたちの「生活の場」を保証するにはとても狭く、指導員の人数も入れ るとさらに狭い状況です。また他市では、定員以上の児童が入所する事 |により、大規模化しており、事例として宿題をする場所がない、寝そべ | 夫した遊びの提供を行っていきます。 ることができない、夏休みに人数が多すぎて子どもたちに学童を休んで もらう等の報告がありました。また狭いことであそびやルールに制限が 出てきます。大規模化は子ども達と指導員の負担が大きくなり「毎日の |生活の場|を維持する事が難しくなります。また、高学年までの児童が 利用する事をふまえ、生活をする部屋(生活室)は子ども一人辺り 「1.98㎡以上」を市の基準としてください。
- (4) 学童は子どもたちにとって、「毎日の生活の場」です。体調の変化 などに利用できる静養室が必要です。
- (5) 各施設の修繕・消耗品の交換(門戸・網戸・遊具等)や遊具の設置 など整備をしてください。
- (6) トイレが男女兼用の学童があります。高学年の受け入れに向けて配 慮と修繕や増設などを整備してください。

市の考え方

(1)(2)

平成30年4月から高学年受け入れを開始するに伴 い、申込状況等を勘案するなか、1施設の増設を予定 案を上方修正します。

今後は、清瀬市公共施設等総合管理計画の基本方針 学童を基準条例に従い「おおむね40人以下」とすると、1つの学童に複「に基づき、学校施設との複合化を中心に検討していき

> また、放課後子ども教室や児童館等、放課後の子ど もの居場所を確保するための他の事業との連携を強化 していきます。

一人あたりの面積基準については、学校施設等の状 面には引き続き配慮していきます。

各施設において確保が難しい状況ですが、パーテー ション等により空間を確保するなど工夫をしていきま

状況の確認をしながら予算確保に努めていきます が、遊具については子ども達が楽しく過ごせるよう工

新設及び増設は難しい状況ですが、しきり等の設置 により配慮に努めてまいります。

L1. JZ.	グガロ	ナの共立十
竹番		
17	ご意見 学童クラブの開所時間を以下の理由から朝は8時、夕方は19時まで延長をしてください。 開所時間の延長に伴い指導員の体制を整える事も必要不可欠です。 (1) 市の利用者アンケートでは約40%の家庭が18時以降19時までの開所時間を希望しています。 (2) 新1年は4月1日から育成時間が18時となり、保育園の開園時間と1時間の差となってしまいます。 (3) 土曜日や長期休暇は開所時間が短くなり保護者の就労時間は変化しないので困っています。 (4) ニーズ調査より長期休暇中は朝7時から8時の開所を55%の家庭が希望しています。 (5) 土曜日利用する家庭の90%以上が16時30分以降も学童を利用し、開所時間が短いので困っています。 (6) 台風や、感染症などでの学級閉鎖時も保護者の就労状況は変化しません。保育園は感染症が流行しても休園になることはありません。開所時間が違う事で子どもと保護者に負担が大きいので困っています。 (7) 認可保育園と同様、通勤時間を考慮した開所時間にしてください。留守番を余議なくされる子ども達がいます。開所時間前から子ども達は学童の門の前で待っており夏季休暇時には熱中症なども心配です。 (8) 指導員の雇用時間が学童の利用時間と同じで、終業時間で業務終了	であると認識しています。児童の育成環境や学童クラブ指導員の労働条件を整備するなかで、検討していきます。
18	のためか開所時間よりも早く学童を降所させられる事例があります。子ども達と指導員にも負担がかかる事なので就業時間を改善してください。 学童クラブを希望する家庭は6年生まで利用できるようにしてください。 ニーズ調査では放課後の居場所で学童の選択肢が一番多く、そのうち6年生までの受け入れを40%の家庭が希望しています。また数年間で保育園施設を増設し利用者も増加、低学年の優先入所から高学年の待機児童が	平成30年4月から高学年受け入れを開始するに伴い、申込状況等を勘案するなか、1施設の増設を予定していることから、パブリックコメントで示した計画案を上方修正します。 今後は、清瀬市公共施設等総合管理計画の基本方針
19	門職であり指導員の仕事に対する社会的理解を深めていく事が今後の課題です。指導員の就労支援や、身分保障、および専門性の追求が不可欠です。良質な保育と職員の確保、末長く仕事を続けて頂くためにも指導員の処遇改善が必要です。	していきます。 指導員は保育士や幼稚園教諭、教員等の資格を有しており、放課後児童支援員認定資格の受講も計画的に進めているところであり、子どもの育成に必要な専門知識を持った指導員が育成にあたっています。引き続き嘱託員での運営をしていく考えのなか、放課後児童の健全育成に努めていきます。
20	障害児受け入れ枠の拡充をしてください。過去5年間全国で1.78倍と受け入れ入所数が増加しています。	拡充の予定はございませんが、育成や施設など安全 面を最優先とし、慎重な検討が必要と考えています。

付番	ご意見	市の考え方
21	学童での発達障害児の対応策の一つとして作業療法士と指導員の連携 を導入してください。	子どもの発達支援・交流センターとの連携を図ることにより対応をしていくとともに、指導員に対する研修の実施により質の向上を図っていきます。
22	放課後こども教室「まなべー」は、放課後の子どもの居場所を提供するものであり、学童保育とは目的や基準が異なります。「毎日の生活の場」である学童保育とは別のものであるという考え方を引き続き堅持してください。	目的など異なるものと認識しています。
23	後も補助金等を検討し継続してくたさい。	厳しい財政状況のなか、都の補助金を活用するなかで引き続き冬季実施を考えています。
24	子育てで一番切実なのは保育園です。保育園に入れなければ仕事を続けられず、あるいは就職できず、生活の基盤が変わってしまいます。 清瀬市では市立保育園を3園閉園にしたと聞きます。現在政府まで子育て支援を掲げています。清瀬市としても、閉園にした保育園を再開し、待機児童0にすることを強く望みます。 特にひとり親の方は必ず入園できるようにしてください。	「民間でできることは民間にお願いする」という方針に基づき、待機児童解消を図ります。 ひとり親家庭については、選考における基準指数、調整指数及び指数が同じ場合の優先順位を最上位とするなどしており、引き続き配慮していきます。
25	子どもに関することはすべて「子どもの最善の利益を保障する」観点から行われる必要があり、そのことを計画にも明記すべき。	既存計画においても、子ども・子育て支援については、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に策定しています。
26	は高学年の利用者本人も加える必要がある。	清瀬市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関して学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、一般公募による市民及び市長が必要と認める者から組織されています。保育園や学童クラブを利用されている保護者につきましては、次期改選時に一般公募の市民として応募していただきたいと思います。指導員については、次期改選時に検討します。高学年利用者本人については、委員選任は難しいと考えますが、意見聴取の方法について検討していきます。
27	相変わらず保育園から放課後児童クラブに移行した時のギャップが大きい。保育時間や保育環境、食事など特に大きく、それは予算の違いによるものが大きいと考える。こうしたギャップを埋めていかなければ子どもの最善に利益の保障はもちろんのこと、働きやすい環境の確保も難しいと考える。	保護者の多様な就労状況から育成時間延長は、課題であると認識しています。児童の育成環境や学童クラブ指導員の労働条件を整備するなかで、検討していきます。